



保証契約促進補助金

養育費の確実な受取りを促進するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用を補助します。

対象者

- 狭山市内にお住まいのひとり親の方で、次の要件を全て満たす方
- ・ 児童扶養手当を受けている又は同様の所得水準である方
- ・ 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ・ 過去に補助金を交付されていない方

補助対象費用

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として本人が負担する費用

※上記費用について、補助対象経費、月額養育費（債務名義にて取り決めたと月当たりの養育費の金額）及び**5万円**を比較して最も少ない額を補助

提出書類

- ・ 申請書
- ・ 児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し、又は戸籍謄本
- ・ 養育費の取決めをした文書（債務名義化した文書で公正証書や調停調書など）の写し
- ・ 領収書等
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のもの）の写し

申請方法

※保証契約締結日から6か月以内に申請が必要です

申請書及び必要書類を添えて、市役所こども支援課へご郵送ください。申請書はホームページでダウンロードしていただくか、こども支援課へお電話で送付をご依頼ください。

問い合わせ

狭山市役所 こども支援部こども支援課 TEL04-2941-3069（直通）